

広島県告示第千九十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定によって、次のとおり監督処分を行った。

令和六年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 監督処分をした年月日
令和六年十二月十二日

二 監督処分を受けた建築士事務所

1 名称及び所在地

K&Aデザイン事務所

福山市入船町二丁目八番十一号

2 開設者の氏名

H P J株式会社 代表取締役 小銀 克彦

3 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別及び登録番号

二級建築士事務所

広島県知事登録二二（二）第二六四五号

三 監督処分の内容

建築士事務所の登録取消

四 監督処分の原因となった事実

当該建築士事務所を管理する専任の建築士を置いていないことが、建築士法第二十三条の四第一項第十号に該当する。

このことは、同法第二十六条第一項第二号に該当する。